吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2024 年 12 月 5 日

株式会社ヒガシトゥエンティワン

2024年12月5日

吸収分割に関する事前開示事項

大阪市中央区内久宝寺町三丁目1番9号
株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表執行役社長 児島　一裕

株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下、「当社」といいます。）は、株式会社ヒガシトゥエンティワン分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間において、2024年10月25日付けで吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、本吸収分割契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社が営む本吸収分割契約に定める事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1．吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1をご参照ください。

2．吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際し、承継会社は、普通株式6,000株を発行し、当社に対して交付します。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本吸収分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されるところ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により変動する承継会社の資本金及び資本準備金の額については、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3．株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4．吸収分割に係る新株予約権の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5．吸収分割承継会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2をご参照ください。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4 号ハ）

該当事項はありません。

6．吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項ありません。

7．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の最終事業年度に係る貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ21,010百万円及び10,317百万円であり、本吸収分割によって、当社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の見込額は、それぞれ6,591百万円（概算値）及び6,247百万円（概算値）です。

当社は、最終事業年度の末日から本書面作成日に至るまで、当社の資産及び負債額に重大な変動をもたらす事態は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも本書面作成日において想定されておりません。従って、本吸収分割の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、本書面作成日において予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 吸収分割承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2024年9月6日）の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ10百万円及び0円であり、本吸収分割によって、承継会社が当社より承継する予定の資産及び負債の見込額は、それぞれ6,591百万円（概算値）及び6,247百万円（概算値）です。

承継会社は、成立の日から本書面作成日に至るまで、承継会社の資産及び負債の額に重大な変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも本書面作成日において想定されておりません。従って、本吸収分割の効力発生日以後の承継会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、本書面作成日において予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

（別紙１）



吸　収　分　割　契　約　書

株式会社ヒガシトゥエンティワン（以下「甲」という）及び株式会社ヒガシトゥエンティワン分割準備会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

（吸収分割）

第　１　条　甲及び乙は、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理、グループ運営に必要な業務に係る事業及び不動産の保有に係る事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところに従い、吸収分割（以下「本会社分割」という）を行う。

（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号並びに住所）

第　２　条　本会社分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号並びに住所は次のとおりである。

（１）甲（吸収分割会社）

商号：株式会社ヒガシトゥエンティワン（ただし、分割効力発生日（第３条に定義する。以下同じ）付で「株式会社ヒガシホールディングス」に商号変更予定。）

住所：大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号

（２）乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ヒガシトゥエンティワン分割準備会社（ただし、分割効力発生日付で「株式会社ヒガシトゥエンティワン」に商号変更予定。）

住所：大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号

（分割効力発生日）

第　３　条　本会社分割が効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という）は、2025年４月１日とする。ただし、本会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

（承継する権利義務）

第　４　条　乙は、甲の本件事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、本会社分割により別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い承継する。

なお、甲から乙への債務の承継は、全て重畳的債務引受けの方法による。

（本会社分割の対価）

第 5 条　乙は、本会社分割に際し、甲に対して、承継する権利義務の対価として、乙の普通株式6,000株を交付する。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第 6 条　本会社分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

（1）増加する資本金の額　　金３億円

（2）増加する資本準備金の額　　金０円

（3）その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

（吸収分割承認決議）

第 7 条　甲及び乙は、分割効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認その他本会社分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（競業避止義務）

第 8 条　甲は、分割効力発生日以降においても、本件事業に関し、会社法第２１条に定める競業避止義務を負わない。

（分割条件の変更及び分割契約の解除）

第 9 条　本契約締結の日から分割効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１０条　本契約は、第７条に定める各契約当事者の適法な機関による承認決定が得られないとき、又は分割効力発生日の前日までに法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認が得られないときは効力を失うものとする。

（規定外事項）

第１１条　本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が謄本をそれぞれ保有する。

2024年10月25日

（甲）大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号
株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表執行役社長　児島　一裕

（乙）大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号
株式会社ヒガシトゥエンティワン分割準備会社
代表取締役　児島　一裕

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本会社分割の分割効力発生日において承継する本件事業に属する下記権利義務を甲から承継するものとする。但し、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1．資　　産
（1）流動資産
本件事業に属する一切
（2）有形固定資産
本件事業に属する一切
（3）無形固定資産
本件事業に属する一切
（4）投資その他の資産
本件事業に属する一切

2．負　　債
（1）流動負債
本件事業に属する一切
（2）固定負債
本件事業に属する一切

3．契約上の地位
甲が締結した本件事業に属する取引基本契約、業務委託契約等その他の契約上の地位及び権利義務の一切

4．雇用契約
甲と本件事業に従事する従業員の雇用関係及びこれに付随する権利義務の一切

5．承継する許認可等
分割効力発生日において、甲が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以　上





（別紙２）

貸借対照表

（2024年９月６日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産 　現金及び預金	１０	―	―
		純資産の部	
		資本金	１０
資産合計	１０	負債及び純資産合計	１０

上記は、当社の成立の日における貸借対照表に相違ありません。

2024年11月22日

大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号

株式会社ヒガシトゥエンティワン分割準備会社

代表取締役　児島　一裕